

第2部 都立図書館改革の具体的な取組み

第1章 都立図書館サービスの新たな展開

1 重点的情報サービスの推進

現状と課題

社会経済状況が変化する中で、新たな知識や情報が絶えず必要になるなど、都市で活動する個人や企業等が抱える課題を解決するための情報サービスの必要性が高まっています。これまで都立図書館は、幅広い分野の資料の収集に努めてきましたが、今後国際都市・首都東京を情報面で支えるためには、都民ニーズの高い分野に重点を置いた情報サービス分野を設定し、資料の重点的収集を行うとともに、都民への調査研究活動支援をより充実していく必要があります。

現在は、オリンピック招致活動や都市再生などにより、東京への関心が一層高まっています。今後はこれら東京に関する情報だけでなく、江戸・東京と脈々と受け継がれてきた魅力ある芸術・文化活動を、いかに都民や世界に伝え情報発信していくかということも課題のひとつです。

改革の方向

都立図書館は、都民ニーズの高い分野に重点を置いた情報サービス(重点的情報サービス)として、都市に関する情報と、都民や企業等の活動を支援する情報等を提供し、都民の課題解決を支援します。

これらの重点的情報サービスの各分野については、オンラインデータベースを含むハイブリッドな情報を整備し、中央図書館1階に集中的に配置(児童・青少年サービスは多摩図書館で展開)して、アクセスしやすい形で都民に提供します。

また、専門分野に精通した司書による的確な調査支援を行うとともに、都庁内外関連部局と連携し、東京都等の施策の紹介やセミナー・講演会事業等を企画していきます。

(1) 都市に関する情報の提供

都市では、新しい産業や文化が絶えず生まれ、日々変化し成長しています。ダイナミックに変動する「都市」についての情報を、多様な角度から重点的に提供します。

具体的には、「都市産業」(東京や世界の都市で発展する産業の動向・仕組みなど

がわかる。) 「都市環境」(まちづくり、都市工学、都市政策などがわかる。) 「都市文化・世相」(ファッション、広告美術、流行など、都市ならではの文化活動がわかる。)の3テーマを取上げ、「活動が行われる場」としての都市の動向や仕組みについての情報を提供します(p.15 図5)。

都民の生活や活動の拠点である東京の都市情報は、特に重要です。東京に関するさまざまな資料等を収集し、都民はもとより、国際都市・首都東京に関心を寄せる国内外の人々に、「東京に関する情報」を提供していきます。具体的には、郷土資料室及び都行政資料室としてサービスを行ってきた「東京資料室」を、東京の情報センターとして拡充し、さまざまな媒体や切り口で、情報の発信を行っていきます。

例えば、都政課題と連動した企画展や、ホームページを通じてのタイムリーな東京情報の発信、資料の検索に便利なデータベースの構築による情報提供を行っていきます。

さらに、都立図書館が所蔵する貴重な江戸・東京関係資料を広く魅力的に公開する大規模展示会、デジタルコンテンツの作成・発信など、都民が東京の文化に親しむ企画を提供していきます。

(2) 都民及び企業等の活動の支援

個人や企業等が、都市で活動するための課題の解決に役立つ情報を提供します。

重点的情報サービスとして、経済活動、健康・医療、法律の各分野のほか、児童・青少年を対象とするサービスを取り上げます。すでに情報サービスを実施している分野は、他の情報機関と連携するなど、より一層の充実を図ります(p.15 図5)。

経済活動情報は、これまで都立図書館が行ってきたビジネス情報サービスに加え、東京の中小企業や個人企業、都民一人ひとりの経済活動等を資料や情報提供の面から支援し、都市・東京を活性化させていきます。

健康・医療情報は、全国に先がけて都立図書館が開始した医療情報サービスを充実発展させるとともに、予防医学や健康管理の資料・情報を提供し、都民の健康づくりを支援していきます。

法律情報は、都民の日常生活における課題の解決に不可欠のものとなっています。すでに実施を始めた法律情報サービスをより一層充実させ、裁判所や弁護士団体等、法律に関係する外部専門機関と連携しながら、資料や情報をわかりやすく提供していきます。また、裁判員制度等についても資料や情報を提供し、都民の「学び」を支援します。

児童・青少年の読書離れが指摘される中で、読書に親しみ、読書の習慣を養うことの大切さが問われています。児童・青少年を対象とするサービスについては、平成15年度から実施されている「東京都子ども読書活動推進計画」に引き続き取り組むとともに、学校や地域の図書館と連携して、多摩図書館を中心にサービスを積極的に推進します。

2 東京マガジンバンクの創設

現状と課題

雑誌は、速報性・情報量・信頼性の3点でバランスの取れたメディアです。社会状況を先鋭的に捉える雑誌は、インターネット時代においても、重要な情報媒体です。

しかし、都立図書館において、雑誌の収集状況は必ずしも十分なものとなっていません。都立図書館は、図書と異なる雑誌の有用性に着目し、雑誌サービスの拡充を図る必要があります。

改革の方向

一般雑誌から学術雑誌まで広範な雑誌を提供する「東京マガジンバンク」(仮称)を創設し、身近な話題から世界的なニュース、専門的領域の動向まで、都民のさまざまな関心に応えます。またバックナンバーを充実することにより、時系列的な調査を支援します。

具体的には、平成21年度を目途に、都立多摩図書館へ設置し、雑誌サービスに特化した全国でも先例のないサービスの開始を目指します(p.13 図5)。

多摩図書館で展開するサービス

一般雑誌から学術雑誌まで、継続刊行されている雑誌約6,000誌及び終刊・廃刊した雑誌のバックナンバー10,000誌、あわせて約16,000誌を目標に提供することを目指します。

各種のオンラインデータベースを活用することにより、雑誌記事を的確・迅速に検索し、その所在を容易に調べられるようにします。

従来から収集していた、雑誌の創刊号のみを集めた「創刊号コレクション」(約2,600誌)に加えて、新たに創刊号を重点的に収集し、時代の表情を提供します。

時代の社会情勢・風俗を活写した雑誌を主役とした各種の企画展を、タイムリーに開催します。

最新号から一定の年限のバックナンバーまで、資料出納カウンターで請求することなく、直接手にとって利用できるようになります。連載記事の閲覧など、複数の号に渡る調査研究の利便性を向上させます。

* 「多摩図書館の機能」については、第3部 - 第1章 - 1 (p.42-43) を参照。

3 タイムリーな企画展等の実施

現状と課題

都立図書館を利用したことのない都民も含めて、より多くの都民に、都立図書館の豊富な所蔵資料、課題の解決に役立つ専門的な情報サービス、都内区市町村立図書館や関係機関との相互協力ネットワークによる広域的・総合的なサービスなどを、より効果的な方法で、継続してアピールすることが必要です。そのためには、時代の状況に合致した体系的な広報戦略を立て、それに基づき企画展や講演会、図書館ツアー等を実施し、積極的に情報発信することが必要です。

改革の方向

都立図書館の蔵書・サービス内容等を広く周知し、都民がより一層活用できるように、タイムリーで魅力的なイベントを、効果的に実施します。

テーマにより、外部機関と連携・協力して、公開講座等を企画していきます。

(1) 展示イベントの実施

平成18年度の「東京オリンピック資料展」のように、都政の施策に関連したタイムリーな展示を開催し、都民が東京都の施策について理解を深められる機会を提供します。

また、都の美術館・博物館等の企画展と連携した資料展示、都立図書館で開催される講演会等と関連した展示等を実施します。

さらに、都立中央図書館特別文庫室が所蔵している江戸城造営資料、錦絵・黄表紙等貴重な資料を広く都民へ紹介するため、都立図書館外の施設・会場を利用した大規模な企画展の実施についても検討します（p.13 図5）。

(2) 公開講座、講演会、検索講習会等の実施

重点的情報サービスに関連したテーマの公開講座、大規模企画展に合わせた講演会等を開催し、各テーマについて、都民が理解を深めることができるよう支援します。

また、現在都民向けに開催している都立図書館の蔵書検索システムやインターネット情報等の検索講習会を引き続き実施し、都民の情報収集技術の向上に寄与します。検索講習会講師には、図書館を身近に感じてもらうため、都民によるボランティアの導入を目指します。

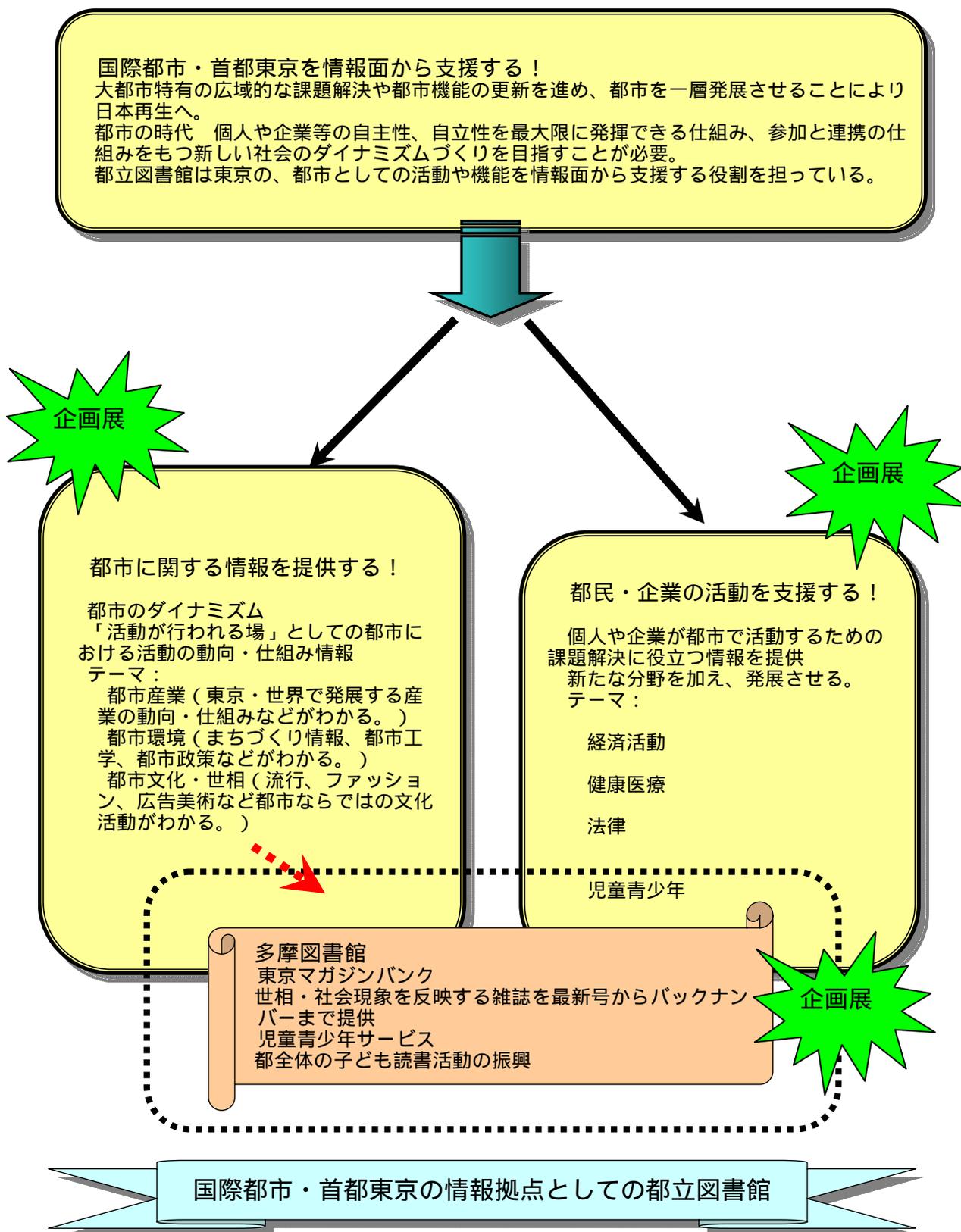
さらに、都庁他部局が主催する都民向け講座や講演会に対して、関連資料展示会やPRを協力して行うことで、より広範な都民サービスを目指します。

(3) 図書館ツアーの実施

都立図書館への理解を深めてもらえるよう、書庫や製本室、整理現場等、通常は見る
ことができない場所も含めた見学会(図書館ツアー)を月1回程度定期的を開催します。
夏休み等の学校休業期間には、開催回数を増やします。

また、より身近に都立図書館を感じてもらえるよう、案内役として都民によるツアー
ボランティアの導入を目指します。

図5 都立図書館サービスの新たな展開



第2章 利便性の高いサービスの実施

1 ワンストップサービスの導入と利用しやすい蔵書配置

現状と課題

中央図書館では、開館当時から各階を人文科学・社会科学など特定分野ごとの主題室とし、図書、レファレンスカウンター、書庫を各階に配置してきました。このサービス体制では、階の異なる特定分野を複数にわたって調査しようとする利用者や、どの分野にも分類しにくい新たなテーマについて調査しようとする利用者にとって、必ずしも便利とは言えなくなってきました。利用者のニーズに合わせ、図書館の専門的なサービスをより効率的に提供できる、利便性の高い仕組みづくりが課題です。

改革の方向

総合レファレンスカウンターの設置等により、各種サービスを1ヶ所あるいは1回の手続きで提供するワンストップサービスを実施するとともに、利用しやすい蔵書配置にして開架冊数を増やす等、利用者の立場に立った迅速かつ適切なサービスの提供を目指します。

(1) 総合レファレンスカウンターの設置

中央図書館では、総合レファレンスカウンターを1階に設置し、複数の階でレファレンスサービスの申込みをすることなく、1ヶ所で質の高いサービスが迅速に受けられるようにします。

閉架書庫内の資料の出納、複写の申込みについても、1階にそれぞれ専用カウンターを設置します。

また、2階以上の各階では、相談ブース(非常駐)を設置し、利用者の求めに応じてレファレンスを行います。

(2) 利用しやすい蔵書配置

中央図書館の各階に分散している東京情報、経済活動情報、健康・医療情報、法律情報等の重点的情報サービスに係る資料を1階に集中させるとともに、新たに都市に関する情報を加えた重点的情報サービスコーナーを設置します。

また、人文・社会・自然科学資料を、現在の3フロア構成から2フロア構成に変更し、

利用者が移動を少なくして調べものができるなど、利用しやすい蔵書配置を実現します。

* 「重点的情報サービスの推進」については、第2部 - 第1章 - 1 (p.8-9)を参照。

(3) ICカードによる利用サービスの向上

都立図書館で発行するICカードを使って、資料の検索、請求、受取、返却、複写等の各種サービスを受けられる「図書館利用システム」の導入を目指します。

図書館利用システムと蔵書検索システムとの連動により、検索画面から書庫内資料の請求が可能になる、複写申込書の記入が不要になる等、手続きの簡素化を実現するとともに、待ち時間の短縮等、利便性の向上が期待できます。

(4) 閲覧予約制の導入

インターネットによる予約システムを導入して、都立図書館に来館すれば確実に資料の閲覧ができ、迅速にレファレンスサービスが受けられるようにするなど、来館サービスの向上を図ります。また、都立図書館間の資料取寄せサービスの搬送方法を改善するなど、迅速な資料の提供を目指します。

2 蔵書の充実

現状と課題

都立図書館は、東京都の広域的・総合的情報拠点として、区市町村立図書館等との役割分担に留意しながら、各分野の核となる専門的資料を収集し、蔵書の整備を図ってきました。具体的には、大学図書館等で収集している高度に学術的な資料や、区市町村立図書館で収集している一般的な教養書、実用書などは主な収集対象から除き、参考図書、学術書・研究資料、調査資料など、都民の調査研究活動に資する資料を積極的に収集してきました。

しかし、例えば、収集資料の中心をなす新刊和書をみると、都立図書館の収集方針・選定基準に合致する資料は平成 17 年度中に約 36,000 冊出版されていますが、その約 6 割にあたる約 21,000 冊しか購入できていないのが現状です。

このような現状を踏まえて、今後は都民の情報ニーズに合わせ、ポイントを絞って資料を収集し、蔵書の充実を図ることが課題です。

改革の方向

東京における情報拠点として、都民や企業の課題解決を支援するために、都市に関する情報など重点的情報サービスの各分野に係る資料の充実を図ります。加えて、広域的図書館として、多様で幅広いニーズに対応するために、必要な基本資料についてはできる限り収集に努めます。

また、時代の社会状況を先鋭的に捉え、速報するといった、雑誌ならではの有用性に着目して、「東京マガジンバンク」(仮称)を創設し、雑誌の収集をより一層充実させていきます。

同時に、これらの資料が効果的、効率的に収集されているか、また、蔵書構成が適切なものとなっているかなどについて、自己点検・評価を行うとともに、有識者による外部評価を導入します。

(1) 重点的情報サービス展開のための資料収集

重点的情報サービスに係る資料については、毎年度、以下のような観点から蔵書を充実させていくこととします。

ア 「都市」に関する情報

「都市の情報」という切り口で収集し、都市に関する、いわゆる学問領域だけでなく、現代的な都市文化の側面を捉える資料についても充実させます。具体的には、

東京や世界の都市における「都市産業」、「都市環境」、「都市文化・世相」を取り上げた資料を収集します。

また、東京に関するさまざまな資料を収集するとともに、海外の都市情報、国内の大都市に関する情報も積極的に収集します。

イ 「経済活動」に関する情報

現在、ビジネスに関するレファレンスサービスの4分の1が、マーケティングに係る事項であり、ビジネスにおける多様な分野の専門的な調査資料、実務書等が必要とされています。

「経済政策」、「資源」、「経営管理」、「金融」、「マーケティング」、「運輸・交通」などについて収集密度を上げ、専門的な調査研究報告書なども積極的に加えることで、多様化する経済活動に対する情報提供機能を充実させます。

ウ 「健康・医療」に関する情報

これまで医学事典や代表的な参考図書など基本的な資料の収集にとどまっていますが、今後は近年の医療・健康分野への関心の高まりに対応して闘病記コレクション等の活用とあわせて、「臨床医学」、「予防医学」、「老人看護」、「小児医学」、「病院」などの医学・医療部門全般に関する専門書、および基礎的な「家庭医学」の分野の収集を充実し、都民に幅広い情報を提供します。

エ 「法律」に関する情報

高度な法律情報サービスを行うためには、「法令」、「判例」などの基本的資料の収集の上に、法律の専門家を対象としたレベルの専門書も充実する必要があります。また、一方では、「家庭問題」、「介護」、「就業」、「教育問題」など、都民が日常生活において法律の知識を必要とする課題に直面することが多く、基礎的な入門書なども有用な情報源です。

中核となる基本的資料の幅広い収集とあわせて、専門書および基礎分野の収集を行い、法律に関する重点的な情報サービスの充実を図ります。

オ 「児童・青少年サービス」に係る資料

子どもが多様な興味関心によって選択でき、また保護者や教職員、保育士などが子どもの発達段階に応じて適切に選択できるよう、幅広く収集していきます。

また、都立学校の児童・生徒の学習活動を支援するために、「環境」、「歴史」、「伝統文化」などといった学習課題となる分野の資料や、学習用の百科事典や辞典等について、多くの種類を集めます。

青少年資料については、学習活動を支援する教科関連分野の資料のほか、自ら資料

を使って調べたり、深く考えたりするための資料を収集します。

(2) 「東京マガジンバンク」創設のための資料収集

「東京マガジンバンク(仮称)」に必要な雑誌を収集していきます。

* 「東京マガジンバンクの創設」については、第2部 - 第1章 - 2 (p.10) を参照。

(3) さらに充実を図るための資料収集

今後、都立図書館の収集方針・選定基準に合致する資料をできる限り収集することに努め、蔵書のレベルアップを目指します。

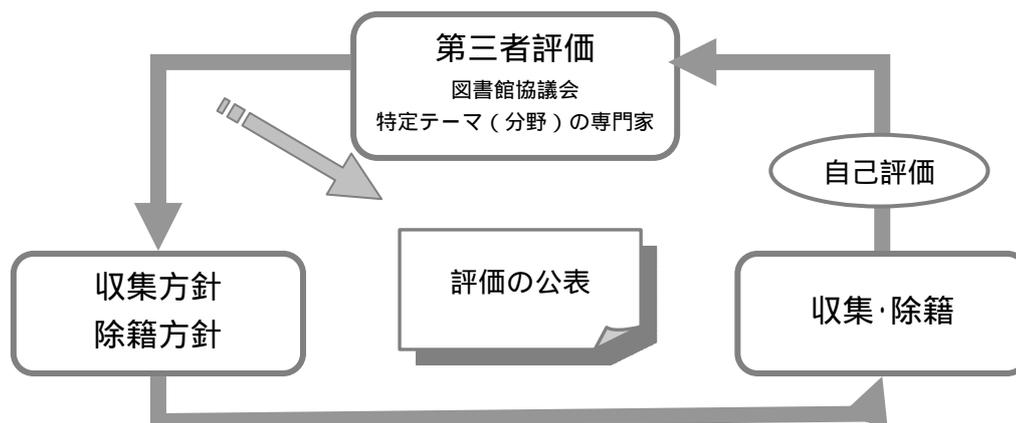
また、調査研究のための資料の中には市販されていないものも多く存在します。都立図書館では都民や企業、団体からの寄贈による社史・団体史や調査報告書など、貴重な資料を都民の財産としてさらに収集していくこととします。

(4) 蔵書評価システムの整備

これら収集した資料が効果的、効率的に収集・除籍されているか、また、蔵書構成が適切なものになっているか検証するため、自己点検・評価を行うとともに、図書館協議会や、特定のテーマ(分野)に関する専門知識を有する第三者による客観的な評価を行います。

体制としては、「館内評価委員会」(仮称)による自己評価を踏まえ、収集・除籍の実績数値及び具体的な資料内容等について評価します。

評価内容は、都立図書館収集方針・除籍方針に反映させ、利用者にとって利便性の高い蔵書構成を実現します。



第3章 インターネットを活用した情報サービスの推進

1 オンラインデータベースの活用

現状と課題

オンラインデータベースは、都民の課題の解決に役立つ情報サービスを目指している都立図書館にとって、有用でかつ欠くことのできない情報源です。

都立図書館では現在はオンラインデータベースを利用者に直接提供していません。今後は主要なデータベースを導入して、都民に対し、より高度で高品質な情報収集手段を提供していくことが重要な課題となっています。

また、インターネット上のさまざまな情報を使って、検索の利便性を向上させることも必要です。

改革の方向

主要なオンラインデータベースの導入を図るなど、都立図書館に来館した利用者の情報収集環境を整備していきます。

また、民間の情報サービス会社などがインターネット上で提供している図書の表紙画像や書評などと、都立図書館のデータベースとのリンクを検討します。

(1) オンラインデータベースの利用者への提供

都立図書館に来館した利用者が、オンラインデータベースを自身で自在に使うことにより、効率的な情報収集ができるように取り組みます。

新聞記事や雑誌記事などの基礎的なデータベースに加え、医療情報や会社情報、法律・判例情報などの調査に有用なデータベースも導入を図り、利用者の情報収集に役立てます。

高度で高品質なオンラインデータベースは、受益者負担の観点から、その利用にあたっては原則として費用の負担を求めることとします。

* 「利用者による費用負担」については、第3部 - 第1章 - 5 (p.51) を参照。

(2) 都立図書館の蔵書データベースと民間の図書情報検索サイトとのリンク

現在、実際に本を見なくても中に含まれる言葉や文章を検索して閲覧できる書籍全文検索サービスが、インターネット上で展開され始めています。都立図書館の蔵書検索画

面に、これら民間の情報サービス会社等へのリンクボタンを作成し、都立図書館で提供している書名や著者名などの書誌情報に加えて、表紙画像や書評情報等をその場で利用者が取得できるよう検討します。

2 インターネット利用環境の改善

現状と課題

都立図書館では、現在、インターネットにアクセスできるパソコンを提供するとともに、民間の無線LAN接続サービスを利用して利用者が持参したパソコンからもインターネットに接続できる環境を整えています。しかし、インターネットにアクセスできるパソコンは台数が少なく、また、持参したパソコンからインターネットが利用できる場所も限られているため、利用環境の改善が望まれています。

改革の方向

インターネットにアクセスできるパソコンの台数を増やすとともに、無線LAN接続サービスのアンテナ増設を検討するなど、利用者が持参したパソコンからインターネットに接続できる場所の拡大を図ります。また、検索講習会の実施などインターネット情報の利用に関する支援を充実します。

(1) インターネット接続パソコンの増設

現在、都立図書館では検索用パソコンのうち6台がインターネットにアクセスできるパソコンです。今後、都立図書館の蔵書検索専用パソコンやマルチ検索用パソコン（国立国会図書館、国立情報学研究所等の特定サイトや各種CD-ROMなどの検索用パソコン）を振り替えることで、インターネット接続パソコンの増設を図ります。

(2) 館内無線LANの利用範囲の拡大

都立図書館が提供するインターネット接続パソコンは、情報の検索を目的とするものであり、データのダウンロードやメール送信は認めていません。これに対し、持参したパソコンから無線LAN接続サービスを利用してインターネットを利用する場合は、データのダウンロードや加工、メール送信などができます。

現在、無線LAN接続サービスを利用できるのは都立図書館内の一部の区域のみですが、アンテナの増設による無線LAN利用可能区域の拡大を検討し、多様なインターネット利用への要求に応えます。

(3) インターネット情報の利用に関する支援

幅広い年代がデータベースの活用を図れるように、オンラインデータベースの活用方法などの検索講習会等を開催し、都民の情報収集活動を支援します。

3 メールを活用した情報発信

現状と課題

都立図書館は、様々なサービス案内や調べものに役立つ情報をホームページ上に公開していますが、これら都立図書館のサービスを知らない都民も少なくありません。今後は積極的な情報伝達手段を取り入れて、都立図書館のサービスを広く周知する必要があります。

また、都立図書館の情報を来館しなくても活用できるよう、多様な情報発信を行うことも課題となっています。

改革の方向

都立図書館のサービスについて積極的にアピールするために、登録した利用者に対し、ホームページによる情報発信とは別にメールマガジンを発行します。

また、登録者の課題・関心に応じた新着図書のタイトルや新着雑誌の目次の情報をメールで配信する新着図書情報サービス（SDIサービス³）の実施を目指します。

（1）メールマガジンの発行

「都立図書館メールマガジン」（仮称）の内容は都立図書館の事業全般についてのお知らせとし、講座や企画展のお知らせ、新しいサービスに関する情報、調査研究に役立つ資料に関する情報等を掲載します。

また、個々のニーズに応じた情報を発信するため、テーマ別にメールマガジンを発行します。

（2）新着図書情報サービス（SDIサービス）の構築

新着図書情報サービス（SDIサービス）において興味・関心のある分野を登録しておくことで、その分野の新着図書のタイトルや新着雑誌の記事情報が定期的に配信されるので、登録者は、来館・郵送複写・協力貸出・書店での購入等の手段により、求める情報に効果的にたどりつくことができます。

新たなシステム開発が必要となるため、サービスの実施時期は、都立図書館の情報システム移行に合わせて検討します。

³ SDI サービス

SDI は Selective Dissemination of Information の略。一般的には「選択的情報提供サービス」と呼ばれる。特定のキーワードに基づいて、定期的に各種データベースを検索し、得られた情報を E メール等で配信するサービス。

4 遠隔サービスの充実

現状と課題

都立図書館は、インターネット環境の充実を積極的に図ることにより、広域的自治体の図書館として来館者に対するサービスのみでなく、来館できない人に対する遠隔サービスも充実する必要があります。

現在では都立図書館に所蔵するほとんどの資料の書誌データについて、都立図書館OPAC⁴によりインターネット上で検索できるようになっていますが、特別文庫室資料、視聴覚資料、視覚障害者サービス資料、中国語資料、韓国・朝鮮語資料等についてはOPAC未掲載のため、検索することができません。

また、現在都立図書館ホームページでは、レファレンスの受付や貴重資料の画像データの掲載等を行っています。これらサービスを一層充実させていくことや、わかりやすいコンテンツとしていくことなどが課題となっています。

改革の方向

都民の多様な調査研究を支援するために、全所蔵資料のOPACの公開を行うとともに、都立図書館ホームページから提供するサービスの幅を広げ、遠隔サービスの充実を図っていきます。

(1) 全所蔵資料のOPAC公開

都立図書館の特別文庫室資料、視聴覚資料、視覚障害者サービス資料、中国語資料、韓国・朝鮮語資料など未掲載資料の書誌データを整備し、多言語対応のシステムを導入すること等により、平成22年度に稼働予定の新たな都立図書館蔵書データベースにおいてインターネット上に公開します。

これにより、所蔵する全ての資料について、来館することなくスムーズな検索ができるようになります。とりわけ、都立図書館ならではの貴重資料である特別文庫室資料や、全国的にも特徴的なコレクションである中国語資料、韓国・朝鮮語資料のデータ公開は、所蔵検索の利便性を飛躍的に高め、これらの資料を利用した調査研究を大きく促進するものとなります。

⁴ OPAC (Online Public Access Catalog)

オンライン閲覧目録。コンピュータを使って利用者が直接図書館の蔵書を検索するための目録。

(2) ホームページからの複写申込み手続きのワンストップ化

都立図書館のホームページ上に掲載している「東京関係雑誌記事索引データベース」及び「児童・青少年雑誌記事索引データベース」を利用して、雑誌の記事検索から複写申込みがワンストップでできるシステムの構築を目指します。

(3) ホームページのコンテンツの充実

図書館に来館しなくても都立図書館の様々なサービスを利用できるように、ホームページを検索しやすく、使い勝手のよいデザインに改善します。

また、国際都市・首都東京を情報面から支援するため、東京に関する様々な情報がホームページ上で入手できるよう、江戸東京情報デジタルコンテンツや「都内公立図書館地域資料総合目録データベース」(仮称)の公開等を企画します。さらに、重点的情報サービスのページ等のコンテンツを充実していきます。

* 「都内公立図書館地域資料総合目録データベース」については、第2部 - 第5章 - 1 (p.37-38) を参照。

(4) 所蔵する貴重資料及び東京関係資料のデジタル化

* 「貴重資料の電子化の拡大と公開」については、第2部 - 第3章 - 5 (p.25-26) を参照。

(5) 登録利用者へのサービス

都立図書館では、サービスの登録利用者制度を導入します。登録利用者になると、メールマガジンでセミナーや講演会の案内等を受けられたり、閲覧資料の予約ができるなど、都立図書館の利用が一層便利になります。

* 「メールを活用した情報発信」については、第2部 - 第3章 - 3 (p.22) を参照。

5 貴重資料の電子化の拡大と公開

現状と課題

都立図書館が、国際都市・首都東京の情報を広く発信していくためには、最新の情報とともに、東京の歴史文化に関する情報を提供していくことが重要です。

都立図書館では、所蔵する江戸期の貴重資料については、資料を傷めることなく保存し、長く後世に伝えるために、貴重資料のみに適用する資料閲覧要綱を定め、利用方法を限定して提供してきました。平成16年度以降は、「貴重資料画像データベース」として、役者絵や江戸城造営関係資料等の貴重資料を電子化することにより、原本の保存との両立を図ってきました。

今後は、資料の電子化を一層進めるとともに、江戸・東京情報発信のためのコンテンツ等の作成が大きな課題です。

改革の方向

都立図書館は都民が東京の文化に触れ、育み、後世に伝えていくために、所蔵している江戸期の貴重資料の電子化を一層推進し、広く公開することにより、積極的に情報発信を行っていきます。

(1) 貴重資料の電子化の拡大

江戸から明治にかけて刊行された版本、錦絵、地図、図面等の資料のうち、調査・研究上のニーズが高いものや郷土資料として利用できるようなもの、劣化対策が特に必要なもの等を中心に、電子化を進め、より多くの都民に貴重資料を公開し利用の促進を図ります。

電子化することによりインターネットでの情報発信が可能になり、現在利用の中心となっている研究者だけでなく、一般都民が貴重資料を閲覧・利用できる機会が増え、資料の活用の幅が広がります。

来館による一般的な資料利用においても、電子化した資料を提供することで利便性を高め、原資料は資料の装丁、紙材質、彩色の確認等を目的とする利用者に限定的に提供することで、劣化緩和と保全を図ります。

対象資料一覧

種 類	内 容
錦絵	多色刷りの木版画。美人、風景、役者、歴史などのジャンルがある。現在、「貴重資料画像データベース」で約 8,000 枚を公開。未公開資料について追加公開する。
江戸図	江戸図とは江戸の町の様子を一覧できるように描かれた絵図や地図の総称。
赤本	赤本は江戸時代、庶民にまで多く読まれた絵入りの読み物のうち、丹色（赤）の表紙をかけた初期のもの。主に子ども向けで、残存数が少なく貴重。
黄表紙	黄表紙は絵入り読み物が発展し、大人向けの諧謔味あふれた読み物に変化したもの。当館では現在知られる総点数の約 6 割を所蔵。

(2) 江戸東京情報のデジタルコンテンツの作成

都立図書館が所蔵する貴重な江戸・東京に関する電子化した資料を基に、コンテンツの作成を計画していきます。

具体的には、地域としての江戸・東京をアピールする「江戸図」などのデジタル画像を中心に、国際都市東京の歴史についての理解を助けるなど、学校教育現場でも使用できるような汎用性のあるものを作成・発信し、都民の学習や学校教育等への活用を図ります。

なお、作成にあたっては、東京都の公文書館、美術館、博物館など関係機関や学校関係部署との連携を検討します。技術面では、大学研究者や出版社等との協働を検討します。

6 都庁Web情報の蓄積・公開

現状と課題

現在、インターネットは情報の公開・流通の重要な媒体となっており、都政情報に関しても従来の印刷物媒体に代わり、東京都公式ホームページ上で公開されることが多くなっています。しかしこれらの情報の多くは、一定期間が経過すると削除されてしまいます。

都政情報の収集・保存・提供は都立図書館の重要な責務の一つです。したがって従来の印刷物媒体と同様、ホームページ上の都政情報を収集・整理・保存・公開し、都民が容易にアクセスできるようにすることが課題となっています。

改革の方向

東京都公式ホームページ上の情報を選択して収集・整理・保存し、「都庁Web情報の保存庫」として、都民が過去の都政情報にアクセスできるような仕組みづくりを目指します。これにより、都立図書館は、東京都の都政情報・地域情報の情報拠点としての役割を担います。収集すべき情報が膨大であるため、平成21年度以降の本格的提供を目指して、次のとおり段階的な実施を図ります。

第一段階

ホームページ上の情報を収集するためのソフトウェアを導入し、実証実験を行って、収集対象情報量・範囲・頻度等に関する調査を行います。

第二段階

東京都教育委員会のホームページについて、計画・調査結果・報告書などの基本的な行政情報の収集及び保存を行います。

また、収集した情報の公開に向けての検証を行い、簡易な形式で公開を開始します。

第三段階

収集対象範囲を2～3局に拡大し、データベースでの管理方法を検討し、作成の準備を行います。

第四段階

データベースを利用した本格的提供を行います。

平成22年度以降収集対象局を順次拡大し、最終的に都庁全局を目指します。

第4章 都の行政施策との連携

1 都が設置する他の図書館等との情報の共有化

現状と課題

都立図書館は、平成9年度から、東京都が設置する他の図書館や資料室等との間で、「東京都図書館等連絡会」⁵を設置し運営してきました。

東京都図書館等連絡会の加盟館である東京都公文書館や東京都議会図書館等は、専門情報機関ならではの資料を所蔵し、それを活用した調査回答を行っています。今後、より高度化・多様化する都民の情報ニーズに応えていくためには、これらの図書館や資料室との連携・協力を一層進めていく必要があります。

改革の方向

東京都がもつ資料や情報を有効に活用する視点から、横断検索システムの構築、レファレンスサービス上の協力、資料の相互利用を進めます。

各館によってサービス対象や事業内容などが異なるため、実施に当たっては各館の特性に応じ、可能な事業から個別に連携を開始します。

あわせて「東京都図書館等連絡会」の加盟館の拡大も図り、活動の充実を目指します。

(1) 東京都関係の図書館等の横断検索システムの構築

首都大学東京、都議会図書館など東京都が設置する図書館や資料室等の資料を横断的に検索できる「東京都図書館等連絡会横断検索システム」(仮称)を構築します。これにより、東京都の行政刊行物など一般の販売ルートに乗りにくい資料を含む多くの資料群が一時に検索できるようになり、利便性が大きく向上します。

(2) 協同レファレンスサービスの実施

これまでは、電話やFAXによりレファレンスサービスの協力を行ってきました。

⁵ 東京都図書館等連絡会

東京都が設置する図書館や資料室及びそれに準ずる機関が、相互の協力によりサービス向上と効率的運営に資することを目的として設置した連絡組織。加盟館：首都大学東京図書情報センター、東京都議会図書館、東京都公文書館、特別区自治情報・交流センター、東京文化会館音楽資料室、東京都現代美術館美術図書室、都立中央図書館。

今後は、それぞれの蔵書の特性を生かし、得意とする分野の情報等を相互に交換するとともに、電子メールやメーリングリストなどの手段を活用し、回答内容の充実とスピードアップを目指します。

* 協同レファレンスサービスの仕組みについては、第2部 - 第5章 - 1「メーリングリストを使用した協同レファレンスサービスの仕組み」(p.39)を参照。

(3) 資料の相互利用

東京都関係の図書館等の横断検索システムの構築を図ることで、各機関の所蔵資料調査が簡便にできるようになるため、資料の利用要求が従来以上に増えることが予想されます。資料の入手を容易にし、利用者の利便性の向上を目指します。

2 子どもの読書活動の推進

現状と課題

子どもにとって読書は、広い世界を知り、また自ら考え、表現する能力をはぐくむものとして欠くことができないものです。しかし現在、子どもの読書離れが懸念されており、関係機関による読書環境の整備が求められています。

東京都は平成 15 年 3 月に「東京都子ども読書活動推進計画」を策定しました。都立図書館は、読書活動と子どもの本に関する専門的機関として、計画に基づく事業を実施してきました。

これらの事業により、子どもの読書の必要性に対する関心は高まってきましたが、今後も都内全域で子どもの読書活動の一層の推進を図っていくことが必要であり、都立図書館は、区市町村や関連機関と連携を深め、積極的に事業を行う必要があります。

改革の方向

平成 15 年から始まった「東京都子ども読書活動推進計画」は平成 19 年度で終了します。東京都は期間中の事業についての評価・検証を行った上で、現行の計画を着実に推進するとともに、子どもの読書活動の一層の推進のために新たな事業を企画していきます。都立図書館は、教育庁指導部をはじめ、庁内関係部署、区市町村立図書館、学校、民間ボランティアグループ等と連携し、事業の発展に貢献するとともに、子どもの読書環境づくりを積極的に支援していきます。

都立図書館は推進計画に基づいた事業を進めるとともに、区市町村立図書館で行っている子どもの読書活動推進事業や児童青少年サービスの事例を調査・収集し、広く紹介を図るなど、区市町村との連携をさらに強めて、東京都全域の底上げ・充実を図ります。

(1) 子ども読書活動推進資料の作成・配布

都立図書館では、「東京都子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭での読み聞かせや地域での読書活動を推進するため、これまで乳幼児や小学生及びその保護者を対象に「子ども読書活動推進資料」⁶を作成し、配布してきました。今後は自立した読書活動に向かう中学生及び高校生を対象とする読書活動推進資料を作成するとともに、これまで作成した資料を増刷して、新たに学校に入学する児童・生徒及び保護者に継続

⁶ 子ども読書活動推進資料

平成 15 年度は「子どもたちに物語の読み聞かせを」、平成 16 年度は「しずかなひととき - 乳幼児に絵本の読み聞かせを」、平成 17 年度は「本によるこびを子どもたちに」を作成した。

的に配布するよう努めます。

また、これらの「子ども読書活動推進資料」等については、今後も継続的に都立図書館のホームページ上に掲載し、ダウンロードするなどして誰もが広汎に利用できるよう努めます。

(2) 区市町村立図書館等との連携事業の実施

ア 子ども読書活動報告会の開催

「文字・活字文化の日」⁷関連行事として子ども読書活動報告会を開催します。報告会では区市町村立図書館の活動事例報告を行います。その他、講演会や読書活動団体の活動報告、また、青少年による読書についてのスピーチなども計画します。

子どもの読書活動推進を進めていく上で、各自治体での新たなサービスの取組へのきっかけとなるような場を設けることで、区市町村立図書館でのサービス向上に寄与していきます。

イ 区市町村立図書館との新たな連携事業

区市町村立図書館が、子どもが読書に親しむためのサービスを新たに企画するときには、都立図書館での実践事例の成果や、収集した先進事例を提供します。必要に応じてモデル事業を協力して行い、その成果は、広く他の区市町村と共有できるようにします。

ウ 区市町村立図書館の人材育成に対する支援

児童青少年サービスを充実させるには十分な知識と技術を持った人材が期待されます。そのために初任者向け、リーダー養成、テーマ別など今まで行ってきた研修のプログラムを活用し、区市町村立図書館向けの児童青少年サービス研修を充実させていきます。また、自治体個別の実情に応じた支援にも努めていきます。

⁷ 「文字・活字文化の日」(10月27日)

平成17年7月に成立、施行された「文字・活字文化振興法」で、国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深める目的で制定された。国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとされている。

3 学校に対する教育活動支援

現状と課題

都立図書館は、平成 14 年 7 月より学校支援サービス事業を開始し、都立学校図書館へのレファレンスサービス、司書教諭・学校司書への研修などを実施しています。

情報活用能力の重要性や読書力の低下が指摘される今日、都立図書館がレファレンスサービスのノウハウや豊富な所蔵資料等を活用して児童・生徒のみならず、教職員、学校図書館に対する支援を行い、学習活動へのサポートを図ることがますます重要になっています。

改革の方向

児童・生徒の図書館や資料を使いこなす能力の向上や、読書活動の振興に寄与するために支援事業を行います。また、都立高等学校（都立中等教育学校等含む）及び都立盲・ろう・養護学校、さらにはニーズに応じ、私学や専門学校等の教育機関も視野に入れて、積極的に情報提供を行うなど、図書館の整備、利用促進のための支援を行います。

(1) 都立学校の児童・生徒の学習活動支援

ア 教育活動支援のための資料提供

授業や教育活動のための資料を教職員に提供します。図書や資料を活用した学習が活発に行われるよう、学習する分野にどのような資料があるか、学校図書館と連携して情報を提供します。また、入手が困難な図書などを提供します。

イ 総合的な学習の時間等への講師派遣

都立高校の多様化、特色化が進む中、それぞれの学校が必要とするテキスト（情報）や「高校生のための情報活用講座」などのプログラムを選定し、提供するとともに、求めに応じて都立高校に司書を講師として派遣します。

また、学校側のニーズを踏まえながら、情報の活用や読書活動振興に関する新たな教育活動支援プログラムを作成し、モデル校での実施を目指します。

ウ 学校向けメールマガジンの発行

都立学校に対してメールマガジンを発行します。教育関係の情報交換手段として、また、読書活動振興の一助として、役立つ情報を発信します。

(2) 都立盲・ろう・養護学校の読書活動支援(障害のある子どもの読書活動への支援)

「東京都子ども読書活動推進計画」事業のひとつとして、都立盲学校と出張おはな

し会、図書の紹介カードの提供など連携事業を行っています。その成果を生かし、障害の種類や程度、発達段階等に応じて、すべての子どもが読書に親しめるよう、今後も、都立盲・ろう・養護学校の児童・生徒の読書活動を支援します。具体的には、ろう学校での手話を伴うおはなし会、読書の時間に活用できる本の紹介、養護学校での読書の時間への協力などに取り組みます。

これらの事業の成果は実践事例として取りまとめ、区市町村立図書館が小・中学校の特別支援教室との連携を図る際に活用できるようにします。

(3) 都立学校図書館支援

都立学校図書館の整備及び利用促進に寄与するため、資料収集に関する支援や蔵書のデータベース化のガイドライン作成など、学校図書館の運営に関する支援を検討していきます。

また、モデル校を募集し、都立図書館が選んだテーマ別の図書の貸出しや学校図書館での読書活動を支援する資料の貸出しも検討します。

事業の成果は実践事例として取りまとめ、区市町村立図書館と成果の共有化を図ります。

(4) 公立小・中学校の読書活動への協力

子ども時代に読書に親しむことは、人間形成にとって重要です。そのために小学校、中学校と公共図書館が一層協力連携していくことが必要です。

都立図書館は、区市町村立図書館が行う小中学校における読書活動支援事業などに、協力していきます。例えば、先進的な区市町村の取組事例の調査・紹介や資料の提供などをはじめ、必要に応じて共にモデル事業を実施することも検討していきます。

4 政策立案支援サービスの充実

現状と課題

都立図書館は、平成 13 年度から「政策立案支援サービス」を開始し、平成 17 年度は 1,000 件を超えるレファレンス申込みがありました。都庁各局が求める資料・情報の調査・提供を速やかに行うことにより、効率的な都政運営に貢献するとともに、都民サービス向上に寄与しています。

今後「施策の立案や実施を側面から支援する」という目標に向けて、ニーズをとらえ、検証し、さらに充実させていく必要があります。

こうした内容面の充実とともに、利用の増加に迅速・的確に応えるため、資料の体系的な蓄積を図り、サービスの認知度を各局に対して高めることも必要です。

改革の方向

都立図書館は、幅広い情報を収集した上で体系的な整理を行い、的確・迅速に調査を行うことで、政策立案に貢献する情報サービスを提供し、効率的で効果的な政策立案を支援していきます。また、都立図書館資料等を有効に活用した情報収集ができるよう、都職員に対して研修や情報発信を行います。

(1) 幅広い情報の収集と調査

都立図書館は、東京都や区市町村が発行した行政資料を積極的に収集するとともに、図書や雑誌等も幅広く収集しています。これらの資料をもとに、司書が様々な専門的な知識・技術を駆使して、政策立案を支援するサービスの充実を図ります。

(2) 政策立案に貢献する情報サービスの提供

都庁各部局からの申込みに対して、調査回答や資料の提供を行うだけでなく、都庁各部局の方針、施策に合わせた参考資料リストの作成や情報提供を行い、都の行政施策の実施を側面から支えます。

求める資料を都立図書館が所蔵していない場合は、国立国会図書館などの関係機関から取り寄せて提供する方を検討します。実施に当たっては、教育庁内での試行結果を踏まえ、全庁的に実施します。

また、TAIMS⁸上で「サービス申込フォーム」や「事例集」を提供することにより、サービスの周知を図り、利用を促進します。

(3) 効果的な情報収集の支援

情報収集に役立つ検索スキルや情報源を紹介する短時間の研修プログラムを作成し、受講を希望する職場を数ヶ所選び、出張して研修を行います。また、いくつかのレベルを想定した研修プラン及び研修で使用するテキストを作成し、教育庁で試行します。

ホームページ掲載の情報を充実し、ニーズに応える情報を発信します。メールマガジンや掲示板機能を活用し、「情報収集のワンポイントアドバイス」のメール配信や、「情報検索FAQ⁹」の掲示板への掲載などを行います。

⁸ TAIMS（「東京都高度情報化推進システム」）

東京都庁内 LAN の名称。庁内組織の壁を越えた情報共有等を図り、質の高い行政運営を実現するための核となるシステム基盤。

⁹ FAQ

Frequently Asked Questions の略で「よくある質問」を表す。

第5章 区市町村立図書館との連携・協力

1 区市町村立図書館への新しい支援と連携・協力

現状と課題

東京都内には区市町村立図書館が390館¹⁰あり、地域住民への直接サービスを行っています。都立図書館は、区市町村立図書館を支援するため、協力レファレンス¹¹、協力貸出¹²、職員研修などの協力支援事業を行うとともに、平成14年12月には、東京都の図書館横断検索システム¹³を構築して都内公立図書館が所蔵する資料の有効活用を図るなど、都内公立図書館のネットワーク形成にも努めてきました。

現在、区市町村立図書館はあわせて4,000万冊を超える資料を所蔵し、1年に9,300万冊を超える貸出サービスを行うとともに、ビジネス支援など地域の特性を生かした新しいサービスに取り組む図書館も出てきています。公立図書館には地域の住民や企業等が抱える様々な課題の解決を支援する機能の充実が求められており、都立図書館は区市町村立図書館の新しい動きを積極的に支援していくことが課題です。

改革の方向

東京都全域の図書館サービスのレベルアップに資するため、都内公立図書館の取組みについて最新の情報を収集するとともに、図書館運営に必要な調査・研究を進め効果的な支援を行っていきます。また、都立図書館は東京に関する情報センターとして、地域資料等の収集・提供に関する連携の仕組みづくりに取り組みます。

¹⁰ 平成18年度東京都公立図書館調査による。(平成18年4月1日現在)

¹¹ 協力レファレンス

利用者の調査研究、課題解決等のために必要な資料や情報を提供するサービスであるレファレンスサービスを、区市町村立図書館の依頼に応じて都立図書館が協力して行うもの。

¹² 協力貸出

区市町村立図書館が利用者の求める資料を所蔵していなかったり、入手することができない場合、都立図書館からその資料を区市町村立図書館に貸出し、利用者に提供する。都立図書館の区市町村立図書館への支援事業の一つ。

¹³ 東京都の図書館横断検索システム

都内公立図書館の蔵書を、一度に横断して検索することができるシステム。都立図書館が管理・運営し、都立図書館のホームページ上で公開している。

(1) 区市町村立図書館のサービスと運営への支援

ア 東京の図書館に関する情報の収集、蓄積、発信

東京の公立図書館に関する情報を収集・蓄積し、区市町村立図書館との情報の共有を図ります。また、新規開館情報やインターネットパソコンの提供状況などの区市町村立図書館の動向を、都民が都立図書館ホームページ上で把握できるように、積極的に発信していきます。

イ 区市町村立図書館の新たなサービスへの支援

区市町村立図書館が、起業・創業支援や自治体の政策立案支援など、地域の抱えるさまざまな課題解決に役立つ新たなサービスを計画する際には、都立図書館及び区市町村立図書館の先行事例等、蓄積した情報を活用し支援を行っていきます。

ウ 運営の相談、人材育成等への支援

図書館の運営方法について個々に相談に応じます。区市町村立図書館と協議をしながら都立図書館への短期研修を受け入れるなど、これまで実施してきた人材育成への支援も強化します。

また、都立図書館の職員を派遣して出張研修を開催するなど、個々の区市町村立図書館の要望に応じたきめ細かな支援も企画します。

エ 事例集作成、研修テキストの出版

都立図書館と区市町村立図書館の連携事業や区市町村立図書館のサービス事例を集めた事例集の作成、研修テキストの出版等を行うことで、事業や図書館サービスを積極的に周知し、都内公立図書館全体のサービスのレベルアップを目指します。

(2) 「都内公立図書館地域資料総合目録データベース」(仮称)の作成

地域資料は、地域における過去から現在までの移りかわりを知るための貴重な図書館資料です。区市町村立図書館と連携し、各図書館が所蔵する地域資料の総合目録データベースを共同で作成し、「東京」全域に関する総合目録として都民が利用できるようにします。

ア テーマを絞った資料の総合目録データベース

児童向けの地域史誌など、特定のテーマについての資料の総合目録の作成に取り組みます。

イ 地域資料の画像データベース

都立図書館所蔵資料による「貴重資料画像データベース」と、各区市町村立図書館が所蔵する特別コレクションとを合わせた地域資料の画像データベースの作成に取り組みます。

* 「貴重資料画像データベースによる公開」については、第2部 - 第3章 - 5 (p.25 -26) を参照。

ウ 東京関係新聞雑誌記事索引データベース

都立図書館所蔵資料による「東京関係雑誌記事索引データベース」を雑誌記事のみのデータベースから新聞記事も含めたデータベースとし、区市町村立図書館が所蔵する東京関係の新聞雑誌をあわせた記事索引データベースの作成を目指します。

* 「東京関係雑誌記事索引データベース」の検索と複写申込みの連動については、第2部 - 第3章 - 4 (p.23-24) を参照。

(3) 地域資料に関する協同レファレンスサービス

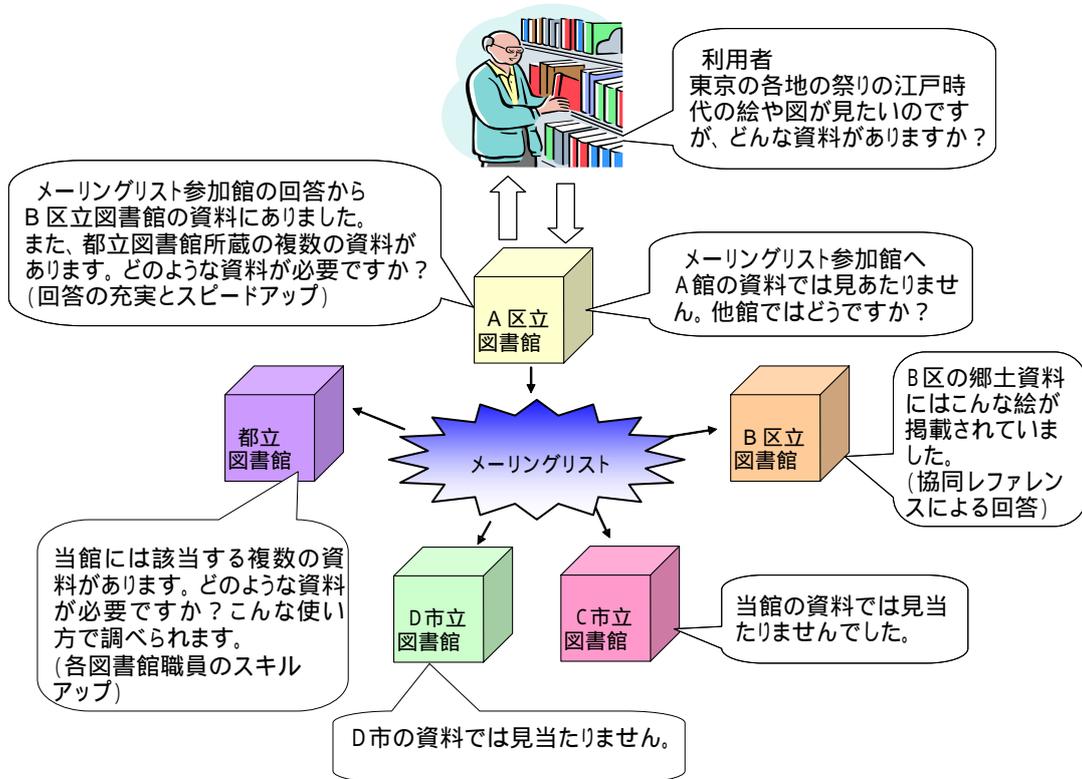
各区市町村立図書館とメーリングリスト¹⁴などを使用して、1館では対応しきれない質問に対して、協同で地域資料に関するレファレンスサービスを行うことにより、利用者に対する回答の充実とスピードアップを図ります。あわせて、各図書館のレファレンスサービスの水準と職員の能力向上を目指します。

また、各区市町村立図書館が調査した東京に関するレファレンス情報を、都立図書館ホームページ上で閲覧できるようにします。

¹⁴ メーリングリスト

同じ目的を持つ参加者たちが、メールの同報通信を利用して互いに情報や意見を共有・交換しあう仕組み。

メールリストを使用した協同レファレンスサービスの仕組み



利用者から A 区立図書館に質問がありました。

A 区立図書館はメールリストを使って、各館へ照会します。

各館からメールによる回答がされます。(協同レファレンス)

都立図書館から各館にアドバイスします。(スキルアップ)

A 区立図書館から利用者に回答します。

協同レファレンスにより回答が充実し、スピードアップします。

2 相互貸借の促進と協力貸出の見直し

現状と課題

区市町村立図書館は、昭和48年の都立中央図書館開館時と平成18年度当初を比較すると、蔵書数は約500万冊から4,000万冊、個人貸出冊数は約1,200万冊から9,300万冊以上に増加し、充実してきました。また、区市町村立図書館間における資料の相互貸借¹⁵冊数は、OPAC¹⁶のインターネット公開増加と、東京都の図書館横断検索システムの稼働などにより、およそ3年間で2倍近く増えています。

都立図書館は、その基本的な役割として、都民の課題解決支援のために専門書等を中心に広範かつ豊富な資料を収集・保存して閲覧サービスやレファレンスサービスを行う一方、区市町村立図書館への協力支援のため区市町村立図書館が収集・保存していない資料の「協力貸出」を行っています。都立図書館では館内閲覧のみにとどめていますが、区市町村立図書館では都立図書館から借り受けた資料を個人に貸し出しています。協力貸出では現在35日間の貸出期間を設けていますので、その間、都立図書館では来館した利用者に資料を提供できない状況も生じています。

今後は、区市町村立図書館の充実と区市町村立図書館間の相互貸借増加という状況変化を踏まえ、都立図書館の役割を明確化し、協力貸出のあり方を見直すことが必要となっています。

改革の方向

都立図書館は、横断検索システムの構築等により都内公立図書館間の相互貸借の促進を進めてきました。今後、東京都全体での資料の有効活用を目指して、区市町村立図書館と協議しながら相互貸借ルールの整備を行うとともに、協力貸出の見直しを進めていきます。

(1) 相互貸借の促進

都内区市町村立図書館間での相互貸借の枠組として「(仮)東京都図書館相互貸借ネットワーク」を構築し、相互貸借がより円滑に行えるよう、相互貸借ルールの整備を区市町村立図書館と協議しながら行います。さらに東京都の図書館横断検索システム

¹⁵ 相互貸借

図書館相互間で資料の貸借をすること。図書館が利用者の求める資料を所蔵せず、かつ入手が困難な場合、それを他の図書館から借用して利用者に提供する方法。

¹⁶ OPAC (Online Public Access Catalog)

オンライン閲覧目録。コンピュータを使って利用者が直接図書館の蔵書を検索するための目録。

の機能アップ等、相互貸借促進へ向けた支援を行い、東京都全体での資料の有効活用を目指します。

(2) 協力貸出方針の見直し

都立図書館は、個人貸出を行わず館内閲覧により利用者の調査研究を支援していること、1資料1点収集・保存を原則としていること、資料を長期保存するための資料保全が重要であることなどを踏まえる必要があります。

こうしたことから、区市町村立図書館への協力貸出と都立図書館の館内利用との両立を図るため、協力貸出された資料の利用は、区市町村立図書館内での閲覧にとどめ、貸出期間(現行35日間)の見直しなどを行っていきます。あわせて、東京マガジンバンクの創設に伴い、雑誌の協力貸出対象範囲も見直します。

また、現在協力貸出対象から除外している資料のうち、高価本や昭和25年以前に刊行された図書について、一部、貸出対象に加えます。

(3) 費用負担・搬送方法の検討

現在、区市町村立図書館への協力貸出については、都の搬送車を利用していますが、今後は使用する搬送車の費用負担のあり方について、検討していきます。

あわせて、区市町村立図書館間の相互貸借資料の搬送方法について、区市町村間での検討を働きかけていきます。

(4) 収集・保存分担についての協議

都立図書館及び区市町村立図書館の収集・保存範囲を明確にし、都内公立図書館全体で効果的に収集・保存を行っていくため、協議の場を設け、相互理解を深めながら具体的な収集・保存分担のあり方について検討していきます。